（自主検査の記録の作成及び保存）

第百十二条　法第九十一条第三項の規定により自主検査の記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一　自主検査年月日
二　自主検査の対象
三　自主検査の方法
四　自主検査の結果
五　自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合にあっては、当該事業者の名称及び自主検査を実施した者の氏名）
六　自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2　自主検査の結果の記録は、当該自主検査の対象である導管輸送工作物を廃止するまでの期間又は当該自主検査を行った日から起算して五年を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存するものとする。

（定期自主検査の対象）

第百十三条　法第九十二条において準用する法第七十七条の経済産業省令で定める導管輸送工作物は、次に掲げるものとする。

一　導管
二　圧送機
三　高圧ガス製造設備

（定期自主検査の方法）

第百十四条　法第九十二条において準用する法第七十七条の定期自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

（定期自主検査の実施時期）

第百十五条　法第九十二条において準用する法第七十七条の定期自主検査は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に掲げる期間ごとに一回以上行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で定期自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

一　導管　一年
二　圧送機　二年
三　高圧ガス製造設備　一年

2　前項の規定にかかわらず、使用を休止した導管輸送工作物であって、様式第七十五による届出書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣に届け出たものであり、かつ、前回の定期自主検査（定期自主検査を行ったことのない工作物にあっては、法第九十一条第一項の規定による登録導管輸送工作物検査機関が行う検査。次項において同じ。）の日から当該工作物を再び使用しようとする日までの期間が二年以上（前項第一号又は第三号に掲げる工作物にあっては、一年以上）であるもの（第四項において「休止導管輸送工作物」という。）にあっては、当該工作物を再び使用しようとする日までに行えば足りるものとする。

一　使用を休止した導管輸送工作物の位置及び範囲等を明示した図面
二　使用を休止した導管輸送工作物について講じた措置を記載した書面

3　法第九十二条において準用する法第七十七条の規定により、第一項の定期自主検査を、前回の定期自主検査の日から二年を経過した日（同項第一号又は第三号に掲げる工作物にあっては、一年を経過した日。以下この項及び次条第一項第一号において「基準日」という。）の前後一月以内に行った場合にあっては、基準日において当該検査を行ったものとみなす。

4　休止導管輸送工作物にあっては、当該工作物を再び使用しようとする日の三十日前までに、様式第七十六による届出書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（定期自主検査の記録の作成及び保存）

第百十六条　法第九十二条において準用する法第七十七条の規定により定期自主検査の記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一　定期自主検査年月日（基準日と異なる場合にあっては、定期自主検査年月日に加え、当該基準日）
二　定期自主検査の対象
三　定期自主検査の方法
四　定期自主検査の結果
五　定期自主検査を実施した者の氏名（定期自主検査において協力した事業者がある場合にあっては、当該事業者の名称及び定期自主検査を実施した者の氏名）
六　定期自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

2　定期自主検査の結果の記録は、定期自主検査を行った日から起算して五年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第百十七条　第百十二条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第九十一条第三項及び法第九十二条において準用する法第七十七条に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合にあっては、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三節　登録導管輸送工作物検査機関

（登録の申請）

第百十八条　法第九十三条の規定により登録の申請をしようとする者又は法第九十五条第二項において準用する法第九十三条の規定により登録の更新の申請をしようとする者は、様式第七十七による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二　検査の業務を行う者が法第九十四条第一項第一号に掲げる要件に適合することを説明した書類
三　登録申請者（法第九十四条第一項本文の「登録申請者」をいう。）が同項第二号及び第三号に掲げる要件に適合することを説明した書類

（検査実施者の要件）

第百十九条　法第九十四条第一項第一号の経済産業省令で定める資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

一　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であって、法における導管輸送事業に関する実務又はガス工作物（ガス事業法第二条第十三項に規定する「ガス工作物」をいい、同法第百二十三条第一号に規定する特定ガス工作物を除く。以下次号及び第三号において同じ。）若しくは高圧ガス製造設備の工事、維持及び運用若しくは検査に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの
二　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、法における導管輸送事業に関する実務又はガス工作物若しくは高圧ガス製造設備の工事、維持及び運用若しくは検査に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの
三　法における導管輸送事業に関する実務又はガス工作物若しくは高圧ガス製造設備の工事、維持及び運用若しくは検査に関する実務に通算して三年以上従事した経験を有する者
四　甲種ガス主任技術者免状又は製造保安責任者免状の交付を受けている者